



税源移譲

変わります

市・道民税と所得税が

来年から、市・道民税と所得税の税率が変わるんだって。

負担は増えるのかな？

税率の変更による負担は変わらないけど、国が行う定率減税の廃止で負担は増えるんだって。



平成19年から市・道民税と所得税の税率が変わります。この変更は「地方でできることは地方に」という国の方針のもと、より身近な行政サービスを地方が効率よく行えるように、国が地方へ税源移譲を行うものです。また、定率減税の廃止により、税の負担額が増えるなど、主な変更点をお知らせします。

市・道民税の所得割の税率が10%に統一されます

市・道民税は、

社会保障の充実や教育振興、道路整備など、私たちの暮らしを支える地方税で、一定金額を均等に市民が負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割があります。この所得割の税率は、現在5%（課税標準額200万円以下）、10%（同200万円超から700万円以下）、13%（同700万円超）の3段階に分かれています。平成19年度から課税標準額に関係なく一律10%の税率となります。

●市・道民税の税率（速算表）

課税標準額(A)	平成18年度	平成19年度
200万円以下	(A)×5%	(A)×10%
200万円超～700万円以下	(A)×10% -10万円	
700万円超	(A)×13% -31万円	

定率減税が廃止されます

市・道民税と所得税では基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。それぞれの税額を合わせた税負担が変わらないよう「調整控除」が設けられました。

市・道民税の負担額が増える分、所得税の負担額は下がるなど、税源

移譲による負担額の増減はありません。しかし、平成11年に景気対策として暫定的に、税負担の軽減措置として導入されてきた定率減税（市・道民税は税額の7.5%相当額、所得税は税額の10%相当額を控除）が国の税制改正により廃止されます。この定率減税の廃止により、市・道民税と所得税を合わせた負担額が増えます。

定率減税廃止による税額変化のモデル試算例（年間）
（収入別によるおおよその目安です）

給与	収入	市・道民税	所得税	合計	負担増額
400万円	改正前	41,900	44,100	86,000	8,000
	改正後	69,500	24,500	94,000	
500万円	改正前	74,300	107,100	181,400	17,600
	改正後	139,500	59,500	199,000	
600万円	改正前	116,800	170,100	286,900	28,100
	改正後	220,500	94,500	315,000	

年金	収入	市・道民税	所得税	合計	負担増額
250万円	改正前	27,700	37,300	65,000	6,200
	改正後	50,500	20,700	71,200	
275万円	改正前	38,500	58,200	96,700	9,200
	改正後	73,600	32,300	105,900	
300万円	改正前	49,300	79,200	128,500	12,500
	改正後	97,000	44,000	141,000	

単位：円

市・道民税は来年6月から変わります

市・道民税は来年6月から変わります。所得税は、給与所得者が来年1月徴収分から、年金所得者が来年2月徴収分から変わります。

ワンポイント



市・道民税 その年の1月1日現在に住んでいる市町村で、前年1年間の所得に基づいて課税されます。納付方法は勤務先で給料から天引きされるか、納付書で納めます。所得税 1年間の所得に対して課税される国税です。給与・年金収入から天引きされます。

税源移譲 納税者の国へ納める税（所得税）を減らし、市や道に納める税（市・道民税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。課税標準額 所得から控除額を差し引いた課税対象金額のこと。収入 自営業の人は、売上金額。サラリーマンや年金受給者の場合は手取額ではなく所得税や社会保険料を差し引く前の総支給額。所得 収入から必要経費や一定額を差し引いた金額。控除 課税対象になる額を決めるため、一定額を差し引くこと。